

魚津市告示第39号

魚津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給要綱を次のように定める。

平成31年3月29日

魚津市長 村椿 晃

魚津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金
支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定試験」という。）の合格を目指すひとり親家庭の親（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第6条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。以下同じ。）及び進学を目指すひとり親家庭の児童（ひとり親家庭の親に扶養されている児童（同条第3項の児童をいう。）をいう。以下同じ。）が高卒認定試験に係る対策講座等を受講するときに、魚津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金（以下「給付金」という。）を支給することにより、ひとり親家庭の親の就業状況の改善及びひとり親家庭の児童の進学を支援することを目的とする。

(給付金の種類)

第2条 給付金の種類は、受講修了時給付金及び合格時給付金とする。

(受講修了時給付金の対象者)

第3条 受講修了時給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、市内に住所を有するひとり親家庭の親又はひとり親家庭の児童であって、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 児童扶養手当受給者又は同様の所得水準にある者
- (2) 支給を受けようとする者（以下「支給希望者」という。）の就学経験、就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる者
- (3) 高等学校を卒業し、又は高卒認定試験等に合格している等の大学入学資格を取得していない者

(4) 過去に給付金の支給を受けたことがない者。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。

(対象講座)

第4条 受講修了時給付金の支給の対象となる高卒認定試験に係る対策講座等(以下「対象講座」という。)は、高卒認定試験の合格を目指す講座(通信制の講座を含む。)であって市長が適当と認めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、支給対象者が高等学校等就学支援金(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第3条第1項に規定する高等学校等就学支援金をいう。)の支給対象となる講座は、対象講座に含めないものとする。

(受講修了時給付金の支給額等)

第5条 受講修了時給付金の支給額は、支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の額に100分の20を乗じて得た額(その算定額が10万円を超えるときは、10万円)とする。ただし、算定した額が4,000円を超えないときは、給付金を支給しないものとする。

(対象講座の指定)

第6条 支給希望者(支給希望者がひとり親家庭の児童の場合は、当該ひとり親家庭の親をいう。以下同じ。)は、対象講座の受講開始日以前に、魚津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、対象講座の指定の申請をしなければならない。ただし、添付書類に記載されている事項が公簿等により確認できる場合は、その添付を省略することができる。

(1) 当該ひとり親家庭の親及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し

(2) 当該ひとり親家庭の親に係る児童扶養手当証書の写し又は当該ひとり親家庭の支給希望者の前年(1月から7月までの間に申請する場合は、前々年)の所得(次項において「前年所得」という。)の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。))がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)

(3) 支給希望者が寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者(児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第4条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者に該当する者をいう。以下同じ。)であるときは

、支給希望者と生計を一にする子の前年所得の額を証明する書類等当該事実を明らかにする書類

(指定の通知)

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その申請に係る書類の審査及び必要に応じ行う調査等により、速やかに対象講座の指定の可否を決定し、遅滞なく、その旨を当該支給希望者に通知しなければならない。この場合において、魚津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定通知書(様式第2号。以下「受講対象講座指定通知書」という。)により支給希望者に通知するものとする。

(受講修了時給付金の支給申請)

第8条 前条に規定する対象講座の指定の通知を受けた者(以下「指定決定者」という。)は、当該対象講座の受講修了後、魚津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、受講修了時給付金の支給の申請をしなければならない。ただし、添付書類に記載されている事項が公簿等により確認できる場合は、その添付を省略することができる。

(1) 第6条第1号及び第2号に規定する書類

(2) 受講対象講座指定通知書

(3) 対象講座を実施した受講施設の長が、その対象講座の修了認定基準に基づいて、受講の修了を認定する受講修了証明書の写し

(4) 指定決定者が前号に規定する受講施設の長に対し支払った経費についての領収書

(5) 指定決定者が寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者であるときは、第6条第3号に規定する書類

2 前項に規定する申請は、やむを得ない事由があるときを除き、当該対象講座の対象講座の受講を修了した日から起算して30日以内に行わなければならない。

(受講修了時給付金の支給決定等の通知)

第9条 市長は、前条に規定する申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じ行う調査等により、速やかに受講修了時給付金の支給の可否を決定し、遅滞なく、その旨及び受講修了時給付金の支給額を魚津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給決定通知書(様式第4号)により、当該指定決定者に通知しなければならない。

(合格時給付金の支給対象者)

第10条 合格時給付金の支給の対象となる者は、受講修了時給付金の支給を受けた支給対象者であって、対象講座の受講を修了した日から起算して2年以内に高卒認定試験に合格(各教科の必修の科目の合格をいう。)した

者とする。

(合格時給付金の支給額等)

第11条 合格時給付金の支給額は、支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の額に100分の40を乗じて得た額とする。ただし、その合格時給付金の算定額に受講修了時給付金の額を加えた額が15万円を超えるときは、15万円から受講修了時給付金の額を控除した額を合格時給付金の額とする。

(合格時給付金の支給申請)

第12条 合格時給付金の支給対象者は、高卒認定試験の合格後、魚津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、合格時給付金の支給の申請をしなければならない。ただし、添付書類に記載されている事項が公簿等により確認できる場合は、その添付を省略することができる。

(1) 第6条第1号及び第2号に規定する書類

(2) 受講対象講座指定通知書

(3) 文部科学省が発行する高卒認定試験の合格証書の写し

(4) 合格時給付金の支給対象者が寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者であるときは、第6条第3号に規定する書類

2 前項に規定する申請は、やむを得ない事由があるときを除き、合格証書に記載されている日付から起算して40日以内に行わなければならない。

(合格時給付金の支給決定等の通知)

第13条 市長は、前条に規定する申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じ行う調査等により、速やかに合格時給付金の支給の可否を決定し、遅滞なく、その旨及び合格時給付金の支給額を魚津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給決定通知書により、当該申請者に通知しなければならない。

(給付金の返還)

第14条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者があるときは、給付金の全部又は一部の支給決定を取り消し、既に給付金を支給しているときは、支給額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。